

『定年再考』（2008年6月発行）の表記の変更について

雇用保険の基本手当の日額、高年齢雇用継続給付の支給限度額等の変更（平成20年8月1日より適用）に伴い、下記のとおり、本文中の表記を変更いたします。

●81頁「メンテナンスについて」

- 「(5)60歳到達時賃金月額の限度額」の上限額が「45万1,800円」から「44万9,400円」に、下限額が「6万2,100円」から「6万1,800円」に、
- 「(6)高年齢雇用継続給付の支給限度額」が「33万9,235円」から「33万7,343円」に、最低限度額が「1,656円」から「1,648円」に、
——変更となりました。

本文49～51頁中の該当する箇所を上記に読み替えてください。

●84頁「保険料率等の設定画面」

- CD-ROMのご使用の際には、84頁「保険料率等の設定画面」におきまして、
- 「⑦60歳到達時賃金月額限度額」に「449,400」円を、
 - 「⑧高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（最大値）」に「337,343」円を、
 - 「⑨高年齢雇用継続基本給付金の支給限度額（最低値）」に「1,648」円を、
——入力してください。